

◎議事要旨

1 日時 令和5年11月7日(火) 13:00~15:00

2 場所 財務省第4特別会議室

3 出席者(勉強会委員)

片桐 満 法政大学経営学部准教授

國枝 繁樹 中央大学法学部教授

細野 薫 学習院大学経済学部教授

宮本 弘暁 東京都立大学経済経営学部教授

オブザーバー

総務省行政評価局

(敬称略、五十音順)

(財務省)

河本税制第三課長、吉田税制第三課企画官、染谷税制第三課審査室長

4 議題

法人税のEBPMにおける課題・手法の整理

5 事務局より議題について説明を行い、その後、委員から意見等を伺った。

委員からの主な意見等は以下のとおり。

- ・統計的に有意ではないということは、当該措置の効果が薄かったというのが統計的な結論。
- ・中小企業と大企業とで人的投資を行うか否かの判断は大きく変わってくるのが一般的な認識。両者の何割ほどが人的投資を行っているのか比較できるものがあれば、今回の数字に対する解釈もしやすくなった可能性はある。
- ・本格的に統計を用いると、バンチングが生じないことは多々ある。よほどバンチングが顕著になる要因がないと難しい。
- ・バンチングがあったからといって、どれほどの効果があったのかわかるものではない。一般的な目線から、「何かがあった」「何かがありそうだ」と思わせるぐらいのものでしかない。
- ・令和4年度の税制の適用件数が非常に多いのは、インフレが関係している可能性がある。
- ・インフレ率が上がると基準が非常に軽くなる、インフレ率が下がってデフレになると基準が重くなる。このような制度を実施していると本来の趣旨から外れていくことがある。インフレ率が上がってくる側面では、制度設計が困難というのが個人的な感想。
- ・税制が導入された後のデータで関数を推計すると、税制の影響が出た関数になってしまうため、税制導入前のデータも使用し、どのような変化が起こったか検証することが、内生の問題を解決する方法だと思われる。
- ・今回の検証については、「バンチングがあった」とか「バンチングがなかった」というのではなく、『大きなバンチングは確認できなかった』と表現すべき。
- ・適用件数や適用金額はかなり景気の影響を受けると考えられるので、平均の指数などをグラ

フにして、そのことをわかるようにすることも有益。

- ・内生性の問題もあるため、有意の結果が得られたからといって、制度との因果関係があるわけではないと考える。そこは慎重になる必要がある。
- ・EBPM を行うためには、まずはデータが必要。今回の場合は難しいが、海外の先行研究のデータを活用し、分析手法を明らかにする手段もある。今後の参考にしてもらいたい。

以上